○防衛省告示第三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月一日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月十五日（予備、同月十六日から同月十八日まで）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月一日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月十六日（予備、同月十七日）の〇六三〇から一七三〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月一日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月十六日から同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年北陸地方整備局告示第百十二号富山高岡広域都市計画道路事業三・四・二百十八号双代線

三　事業施行期間　自平成十六年十月二十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月一日

中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十三年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下呂市金山町下原町字露洞六三六番一から同市金山町下原町字協和五九六番一まで	前	一九・〇〇～三八・〇〇メートル	〇・一一七キロメートル
	後	一九・〇〇～四八・〇〇メートル	〇・一一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月一日

中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十三年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　一般国道二十五号　伊賀市四十九町字上教免二〇五三番一〇から同市四十九町字上教免二〇八七番一まで　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

(三)　供用開始の期日　平成二十三年三月一日

○中部地方整備局告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月一日から二週間中部地方整備局及び同局北勢国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
伊賀市四十九町字八反田二一八六番三から同市四十九町字上教免二〇九〇番一まで	〇・〇〇～六・〇〇メートル	〇・一〇三キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十三年三月一日

○近畿地方整備局告示第四十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　20

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社確認検査機構トラスト